

確定申告



令和7年分所得税・町県民税の 申告相談が始まります

申告が必要な方

所得税の申告が必要な方

- ①公的年金収入が400万円を超える方
- ②公的年金以外の所得金額の合計が20万円を超える方
- ※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要。「町県民税の申告が必要な方」を確認
- ③給与収入が2,000万円を超える方
- ④給与を1か所から受けている方で給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ⑤給与を2か所以上から受けている方で、年末調整された主たる給与以外の給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計額が20万円を超える方
- ⑥営業所得、農業所得、不動産所得、雑所得(年金など)、一時所得(満期保険金など)、配当所得、譲渡所得などがある方で、令和7年中の所得金額の合計額から所得控除(基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など)の合計額を差し引いた金額を基礎として算出した税額が、配当所得の額および年末調整により受けた住宅借入金等特別控除の額の合計額よりも多い方

●医療費控除を受ける場合

医療費控除の明細書を作成し、申告書に添付が必要です。明細書の提出がない場合は、医療費控除が適用できません。

●注 意

- ・所得税の確定申告が必要なく、還付のために申告をする方でも、すべての所得および適用となる所得控除(ワンストップ特例の申請をしたふるさと納税など)を含めて申告する必要があります(申告しないことを選択できる所得を除く)。
- ・源泉徴収されている上場株式の配当所得など、申告不要な所得を還付のために申告すると、申告しないことを選択したときより所得金額が増えます。被扶養者の所得金額が増えることにより、扶養者の所得税、被扶養者本人や扶養者の町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などに影響する場合があります。

町県民税の申告が必要な方

- 所得税の確定申告をしない方のうち、令和8年1月1日時点、町内在住で①～⑤のいずれかに該当する方
 - ①年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの申告をする方
 - ②給与所得者で、給与以外の所得金額の合計額が20万円以下の方
 - ③営業所得、農業所得、不動産所得、一時所得(満期保険金など)、配当所得などがある方で、令和7年中の所得金額の合計額が所得控除(基礎控除、扶養控除など)の合計額以下の方
 - ④令和7年中に収入が全くない方、あるいは非課税所得(失業給付、遺族年金、障害年金など)のみであり、かつ家族の扶養になっていない方のうち、次に該当する方
 - ・国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主
 - ・国民健康保険の加入者で18歳以上の方(高校生除く)
 - ・国民年金保険料の支払猶予、免除を受けようとする方
 - ・後期高齢医療保険の加入者がいる世帯の18歳以上の方(高校生除く)
 - ・保育料の支払いがある方(保育料が無料の方含む)
 - ・児童扶養手当を受給しようとする方
 - ⑤合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下の方のうち、年末調整で同一生計配偶者の申告をしていない方
- ▲町県民税の申告が必要と思われる方には、1月下旬に役場から町県民税の申告書を送付します。なお、申告書が届かない方であっても、申告が必要になる場合があります。



申告書は自分で書いて早めに提出！

申告相談に必要なもの

申告書類が不足していると申告できませんので注意してください。
詳しくは国税庁発行の「確定申告の手引き」などで確認してください。

すべての方

- ①～③のいずれかを持参または写しを添付
 - ①マイナンバーカード
 - ②マイナンバー通知カードと本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)
 - ③マイナンバー記載の住民票と本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)
- ※被扶養者がいる場合、被扶養者のマイナンバーが分かるものも必ず持参してください。

スマホ申告する方

- 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
- マイナポータルアプリをインストールしたスマートフォン
- マイナンバーカード
 - ※署名用電子証明書(英数字6～16桁)、利用者証明用電子証明書(数字4桁)の各暗証番号が必要
- 過去にe-Taxなどを利用した方は、利用者識別番号と暗証番号のわかる書類

申告内容に応じて必要なもの

- 給与、公的年金などの源泉徴収票の原本
- 申告者本人名義の預貯金口座番号が分かるもの
- 作成済みの青色申告決算書または収支内訳書(事業所得、農業所得、不動産所得がある方)
- 各種社会保険料控除証明書または各領収書(国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料など)
- 生命保険料、地震保険料などの保険料控除証明書

- 医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」
- 医療費控除の特例を受ける方は、「セルフメディケーション税制の明細書」と一定の取組みの証明書
- 障害者控除を受ける方は、障害者手帳やふくし課の証明書など
- 「確定申告のお知らせ」ハガキまたは封書(届いた方のみ)
 - ※上記書類以外にも申告内容によって必要な書類があります。

申告書を作成しよう

所得税の確定申告は自主計算、自主申告が原則です。

■手書きで作成する方

申告書や手引きは国税庁ホームページからダウンロード



■スマートフォンやパソコンで作成する方

①国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

所得税や消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などが作成できます。



※令和7年分の所得税の確定申告書の作成は1月以降可能

②申告書を提出

(1) e-Taxで送信(事前準備が必要)

(2)印刷して提出

郵送または直接税務署へ

※税務署では受付時間外は時間外受付箱へ投函可能。役場申告会場では「税務署行きPOST」に提出することも可能

マイナポータルアプリのメリット

マイナポータル連携で簡単に確定申告書が作成できます!

- ・スマートフォンのカメラ機能で給与所得の源泉徴収票を撮影することで、金額などを自動入力！
- ・事前にマイナポータルや運営サイトなどに登録すると、ふるさと納税や公的年金などを自動的に申告に反映可能！



マイナポータルアプリが
ダウンロード可能な
機種はコチラ

確定申告会場



1 パワードーム半田3階 \ご自身のスマートフォンを使用した申告／

●と き

2月16日(月)～3月16日(月)の平日、3月1日(日)
午前9時～午後5時

●入場整理券が必要

①国税庁公式LINEを使用した事前配付



②申告会場での当日配付

※オンライン事前予約は、ご来場の14日前から国税庁公式LINEで可能となります。

※入場整理券の配付状況によって、後日の来場をお願いする場合があります。

●注意事項

- ・電話やチャットボットによる申告相談にも対応しています。
- ・開設期間中は、半田税務署内では確定申告書の作成指導は行っていません。
- ・パワードーム半田への問い合わせはご遠慮ください。

2 税務署職員が教える スマホ申告説明会



●と き

1月22日(木)、29日(木)

- ・1回目 午前10時～11時30分
- ・2回目 午後1時～2時30分
- ・3回目 午後2時50分～4時20分

●と こ ろ 役場西会議室棟1階

●対 象

給与または公的年金などの雑所得を申告する方

※営業、農業、不動産、株式譲渡など、他の所得の

ある方および住宅借入金等特別控除などの税額控除がある方は対象外

●定 員 各回 10名(先着順)

●申込み

1月8日(木)午前10時～各開催日の3日前に町公式LINE予約・申込メニューへ



※電話申込不可

3 役場職員と一緒に作成 スマホ申告相談\スマホで申告したいけど不安という方はこちらへ!/



●と き

2月16日(月)～3月16日(月)の平日

- ①午前9時30分～11時
- ②午後1時30分～3時

●と こ ろ 役場西会議室棟1階

●対 象 ●初めての方に限ります

給与または公的年金などの雑所得を申告する方

※営業、農業、不動産、株式譲渡など、他の所得のある方は対象外

●定 員 各回 2名(先着順)

●申込み

1月21日(水)午前10時～各開催日の3日前に町公式LINE予約・申込メニューへ



※電話申込不可

!! 今年度より各地区コミュニティセンターの出張申告相談はありません。



申告は自分で書いて早めに提出！

4 役場申告相談会場 相談や直接申告したい方はこちらへ



●とき

2月9日(月)～3月16日(月)の平日
午前9時～正午、午後1時～3時30分
※開場は午前8時45分～

●ところ 役場西会議室棟1階

●対象

給与・年金所得のみの方などの還付申告を中心に行います。

●入場整理券(当日受付分のみ)配付

※混雑状況により受付を早めに終了する場合あり

●注意

- 例年非常に混み合いますので、**5 東海市立商工センター**、**6 大府市役所**もご利用ください。
- 確定申告会場の混雑を回避するため、入場制限を行います。
- 開設期間中は、税務課窓口では申告相談を受け付けません。開設期間を過ぎた場合、所得税の確定申告は、役場での相談・受付はできませんので、町県民税の相談以外は半田税務署へ



役場で受け付けられない申告

次に該当する方は、**3 スマホ申告相談**、**4 役場申告相談会場**では申告の相談ができません。

①パワードーム半田3階で申告してください。

- 住宅ローン控除の1年目の申告をする方
- 営業所得、譲渡所得がある方
- 青色申告をする方
- 消費税、贈与税の申告をする方
- 分離所得がある方
- 住宅特定改修特別税額控除がある方
- 認定長期優良住宅新築等特別税額控除がある方
- 住宅耐震改修特別控除がある方
- 農業所得および不動産所得で収支内訳書が未作成の方
- 国外扶養を入れる申告をする方
- 仮想通貨に係る所得がある方

5 6 税理士による無料税務相談(申告相談)会場



●開設期間

2月17日(火)～20日(金)
午前9時30分～正午、午後1時～4時
※混雑状況により受付を早めに終了する場合あり

●ところ

5 東海市立商工センター **6 大府市役所**

●注意事項

①～③に該当する方は、この会場では申告相談不可。

①パワードーム半田3階で申告してください。 詳細は半田税務署へ

②譲渡・山林所得の申告をする方

③贈与税の申告をする方

④相続税の申告をする方

確定申告全体の問い合わせはこちら

- 所得税確定申告
- 確定申告会場 **1 パワードーム半田3階**
- 5 6 税理士による無料税務相談会場**
- 半田税務署 ☎ 0569-21-3141
- ※ **1** の場合、自動音声案内「0」を選択
- ※ **5 6** の場合、自動音声案内「2」を選択

確定申告について
国税庁
ホームページ



- 町県民税申告
- 確定申告会場 **2 3 4**

町税務課
内線 113

町民税・
県民税申告
(住民税申告)



令和7年分
確定申告相談





申告書は自分で書いて早めに提出！

確定申告

「住宅借入金等特別控除」申告説明会

- 2月10日火、12日木、13日金

※会場の入場には「入場整理券」が必要。「入場整理券」は、申告会場での当日配付または国税庁公

- ・マイナボーダー^アプリをインストールしたスマートフォン

- ・マイナンバーカード
※マイナンバーカードの発行時に設定した署

- 名用電子證明書（英
字 6 ～ 16 桁）・利用者
證明用電子證明書（數
字 1 ～ 16 桁）・管理者

- 注意 字4枚)
が必要 の名鑑証書

- ・源泉徴収票などの申告書
作成に必要な書類



おむつに係る医療費控除

所得税の確定申告、田県民税の申告をされる方は、おなじく係る医療費控除の「知多類」を添付する」と、おねがいします。

- 1、B
2、C
1、C
2のい
ずれかに該当

問ふくし課 内線137

- **その他** 詳細は問い合わせ先へ。発行の可否は電話での回答不可 治医に記載してもらう必要があります。

された主治医意見書では「尿失禁の発生可能性」又は「尿カテーテルの使用」の記載が「あり」の方※①②に該当せず医療費控除を受ける場合は、事前におむつ使用証明書を主

対象	納付額の確認方法
①納付書または口座振替により納付した方(普通徴収)	保険医療課から届く納付額証明書または、お手元の領収書、振替口座の通帳等を確認
②公的年金から天引きされた方(特別徴収)	年金保険者(日本年金機構など)から届く「公的年金等の源泉徴収票」を確認 ※障害年金、遺族年金の方は、源泉徴収票が発行されません。納付額証明書が必要な場合はご相談ください。

令和7年1月1日～12月31日に支払った後期高齢者医療保険料の納付額証明書を令和8年1月中旬頃に送付します。支払った後期高齢者医療保険料は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。

※後期高齢者医療保険料額と納付額は電話回答不可

後期高齢者医療
保険料納付額証明書
を送付します

「医療費通知」は確定申告手続きに利用できます

医療費通知 送付月	掲載する医療費
4月	1月、2月診療分
6月	3月、4月診療分
8月	5月、6月診療分
10月	7月、8月診療分
12月	9月、10月診療分
2月	11月、12月診療分

「医療費通知」は2か月分の医療費を掲載しており、年6回各月20日頃送付します。

●医療費通知の送付

届く前に確定申告をする場合には、医療費通知の代わりに領収書を使用してください。

町国民健康保険が送付する「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の添付資料として利用することができますので、大切に保管しておきたい。医療費通知が